

エジプト産オレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に関する植物検疫実施細則（令和2年11月2日付け2消安第3144号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>3 検査及び消毒の実施の確認</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 消毒の終了の確認</p> <p>植物防疫官は、告示6の(2)の輸入港における消毒が終了していることの確認について、次により、<u>原則として</u>、エジプト植物防疫機関と共同して行うものとする。なお、輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合は、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 告示4の封印が<u>なされている</u>ことを確認すること。</p> <p>ウ・エ（略）</p> <p>オ <u>エの確認の結果、告示5の消毒日数が当該コンテナーの卸下までに満たされていない</u>ことが判明した場合であって、当該コンテナーの卸下前又は卸下後、遅滞なく、エジプト植物防疫機関から、当該コンテナーの卸下された輸入港のコンテナーターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該コンテナーの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該コンテナーの記号・番号、告示4の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該コンテナーにき裂、損傷等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナー詰輸入植物等検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第6に定めるコンテナーターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該コンテナーにき裂、損</p>	<p>3 検査及び消毒の実施の確認</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 消毒の終了の確認</p> <p>植物防疫官は、告示6の(2)の輸入港における消毒が終了していることの確認について、次により、エジプト植物防疫機関と共同して行うものとする。なお、輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合は、当該生果実は、<u>エジプト植物防疫機関の責任により返送される</u>ものとする。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 告示4の封印が<u>破れていない</u>ことを確認すること。</p> <p>ウ・エ（略）</p> <p>（新設）</p>

傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、エジプト植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、エに準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

4 表示

告示7の表示はそれぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1) • (2) (略)

5 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示5の（1）の消毒が適切に行われていない場合、告示5の（2）のエジプト植物防疫機関により指定された低温処理コンテナーでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はコンテナーにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (略)

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、チチュウカイミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

。

イ チチュウカイミバエが付着した原因について、エジプト植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

4 表示

告示7の輸出植物検疫終了の表示は次の（1）の字句に、仕向地の表示は次の（2）の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1) • (2) (略)

5 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示5の（2）のエジプト植物防疫機関により指定された低温処理コンテナーでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合又は告示7の表示がなされていない場合は、当該生果実を所有又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (略)

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有又は管理する者に対し、チチュウカイミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

。

イ チチュウカイミバエが付着した原因をエジプト植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

附 則

この通知は、令和7年11月25日から施行する。